

[別紙1]

鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業補助金
新規就業支援事業 技術習得支援事業の事務手続きについて

1. 交付申請(各事務所長、センター所長の定める日まで)

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を書き提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは:補助対象経費に係る支払事務がすべて完了した日

5. 実績報告書提出
(完了・廃止・中止から20日以内又は完了年度の翌年度の
4月10日まで)

○実績報告は下記提出先に郵送又は持参してください。

資料提出・問い合わせ先	鳥取県東部農林事務所 八頭事務所 農林業振興課 振興担当 鳥取県八頭郡八頭町郡家100 0858-72-3831
	中部総合事務所農林局 林業振興課 普及担当 鳥取県倉吉市東巖城町2 0858-23-3179
	西部総合事務所農林局 農林業振興課 林業振興室 振興担当 鳥取県米子市糺町1-160 0859-31-9677
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課 鳥取県日野郡日野町根雨140-1 08659-72-2018